

事務連絡
平成 28 年 3 月 25 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局老人保健課

訪問看護事業所の出張所（いわゆる「サテライト」）の設置について

日頃より、介護保険制度の円滑な推進及び訪問看護事業所への適切な指導等にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

指定訪問看護事業者の指定は、原則として事業所ごとに行うものとしていますが、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所（いわゆる「サテライト」）について、下記の要件を満たすものは、一体のものとして当該事業所に含めて指定することができる取扱いとなっております。

訪問看護は、特に医療ニーズのある中重度の要介護者が、住み慣れた地域における在宅での療養生活を継続するために必要なサービスであり、この出張所の設置は地域のサービス提供の一助になると考えます。

貴都道府県又は貴市におかれましては、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から、例えば山間部や過疎地域において下記の出張所設置の要件を満たす場合については、都道府県等を越えた出張所を含めた訪問看護事業所の指定を行うなど、地域の実情等を踏まえ、積極的に本制度を活用いただくよう更なる周知をお願いいたします。

記

出張所（いわゆる「サテライト」）設置の要件について

- ① 利用申込みに係る調整、指定訪問看護の提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所との間で相互支援が行われる体制（例えば、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。
- ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
- ⑤ 人事、給与、福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。